

『贈与税決定処分、全部取り消し 請求人に軍配—国税不服審』

取得資金の拠出者以外の名義で登録された財産について相続税法基本通達9—9に基づく贈与税を課することができるかどうか争点となった事案で、国税不服審判所は27年9月1日付で、贈与の事実はないとして贈与税決定処分の全部を取り消した。

請求人の父が請求人の名義で新たに購入した車両について原処分庁は9—9「財産の名義変更があった場合」により原則として贈与として取り扱われるべきものであり、昭和39年5月23日付直審(資)22、直資68「名義変更等が行われた後にその取消し等があった場合の贈与税の取扱いについて」の5の適用はできないなどとして、贈与税の決定処分および無申告加算税の賦課決定処分をした。審判所はこの事案に関しては、▽父は購入特典の利用のために請求人の名義を使用した▽父が車両を請求人に贈与する動機はなく、請求人への贈与の事実を疑わせる事情も存在する▽父は車両の取得資金を出捐し、売却に際し売却代金を自ら受領・費消、車両に係る維持管理費用もすべて負担していた—などの諸事情を総合すると、車両の贈与の不存在について反証されているとし、請求人が車両の贈与を受けたとは認められないと認定した。9—9は、反証があれば、贈与として取り扱わない場合も規定している。



『全国初企業名公表 違法長時間労働の是正勧告』

千葉労働局は月最長197時間の違法な時間外労働をさせていたとして、企業の実名公表に踏み切った。調査では4つの営業所で計63人の従業員に1カ月当たり100時間を超える時間外・休日労働が認められた。厚生労働省は、昨年5月18日から違法な長時間労働を繰り返している企業の指導等を実施しているが、企業名の公表は全国初となる。指導・公表の対象となるのは「違法な長時間労働」が「相当数の労働者」に認められ、「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」こと等だ。

今年4月に厚生労働省が発表した、昨年4月から12月までに実施した監督指導結果によると、対象の8,530事業場のうち半数を超える4,790事業場で違法な時間外労働があったとされる。このうち1カ月当たり100時間を超えるものは2,860事業場となっている。ちなみに過労死ラインとされるのは「月80時間」だ。

企業名を公表された翌日、同社の株価は一時ストップ安まで売られる結果となった。社会的にブラック企業の烙印を押されたインパクトは大きく、その代償は高くつくだろう。なお、同社では社長をトップに据えたプロジェクトチームを発足させ、外部の専門家の助言を得た上で長時間労働の削減に乗り出している。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com